

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

営業や技術職の女性雇用を積極的に行い職種の偏りをなくすため、女性の求人応募を年間1名以上に増加させる。

<実施時期・取組内容>

- ・令和6年7月～ 女性の応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を見直し、改定する。
- ・令和7年10月～ 女子学生からの応募を増やすため、就職説明会等で積極的な広報を行う。
- ・令和8年4月～ 女性の採用拡大に向けた、インターンシップを実施する。
- ・令和9年4月～ 出産や育児を理由に退職した従業員に対する再雇用制度の導入を検討する。

目標2

現行の人事評価制度の精度を上げ、評価の標準化を行うことにより、評価対象の第2加給手当について、現在の男女間比率81.4%から、85%以上に増加させる。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 現行評価基準の不備や改善点を洗い出す。
- 令和8年4月～ 新たな評価基準を策定し、社員に周知を図る。
- 令和9年1月～ 管理職を対象に、公平な評価を行うためのトレーニングを実施する。
- 令和9年4月～ 新評価基準を試行的に導入し評価を実施する。
- 令和10年1月～ 新評価基準の運用状況を定期的に評価し、第2加給手当の男女間格差の改善状況をモニタリングする。
- 令和10年4月～ 評価制度に対する従業員の意見やフィードバックを収集し、継続的な改善を行う。